

## 地域別アクションプログラム(東近江土木事務所)

### 地域ワーキング設置要領

#### (名称)

第1 本会は、「地域別アクションプログラム(東近江土木事務所)地域ワーキング」(以下「地域ワーキング」という。)と称する。

#### (目的)

第2 地域ワーキングは、東近江土木事務所管内における地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について、提言を行うことを目的とする。

#### (構成)

第3 地域ワーキングは有識者、道路利用者、地域住民、行政で構成する。

#### (座長)

第4 地域ワーキングには座長を置き、委員の互選によって定めるものとする。

#### (会議)

第5 地域ワーキングは、座長が必要と認めたときに招集し、地域ワーキングの議長は、座長がこれにあたる。

#### (会議の公開)

第6 地域ワーキングは、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあっては、座長の判断により会議を非公開とすることができる。

(1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合。

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

#### (事務局)

第7 地域ワーキングの事務局は、東近江土木事務所道路計画課に置き、円滑な事務に努めるものとする。

付則 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成24年8月1日から施行する。